

経済統合としての ASEAN 経済共同体 (AEC)

金 栄 緑

要 旨

2010年 ASEAN 先行加盟6カ国は、ASEAN 経済共同体ブループリントによって域内関税を撤廃した。ASEAN は ASEAN 創設以来 EU 式の経済共同体を志向する立場を表明し、2007年の ASEAN 憲章 (ASEAN Charter)、AEC ブループリントを通じて EU と同等な地域共同体の形成のための段階的統合の方針を表明したのである。

2007年の第12回首脳会議で ASEAN 共同体創設を5年前倒して2015年とすることに合意、これを宣言した。同年11月の第13回首脳会では、ASEAN がこれまでの諸原則を包括的に再確認するとともに、ASEAN 共同体の創設を見据え ASEAN の組織と制度、事務局の機能を強化することを目的とした「ASEAN 憲章」が採択、また、AEC の2015年までのロードマップである「AEC ブループリント」が発出された。AEC ブループリントは、AEC の実現に直接関わるものであり、3つの共同体の中で最初に発出されたブループリントである。

しかし、ASEAN の経済共同体は、統合の出発から方式、統合の水準などにおいて EU とは大きく異なる点がある。

本稿は、2015年創設される AEC の概要と特徴を概観し、欧州の経済統合 (EU) との共通点と違いを探る。

1. はじめに

ASEAN 先行加盟6カ国¹⁾は、2010年1月から ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community 以下 AEC) ブループリントによって関税を撤廃した (一部品目を除く)。すでに共通効果特惠関税 (Common Effective Preferential Tariff 以下 CEPT) の枠組みの下で 46,593 品目の関税が撤廃されていたが (1998年、品目基準で 85.3%)、2013年時点で適用品目 (Inclusion

1) 1967年 ASEAN設立メンバーの国マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピンの5カ国と1984年加盟したブルネイの6カ国。

List: IL) 61,202 品目の 99.2% で関税が撤廃されている。新規加盟 4 カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、以下 CLMV）は、2015 年までに関税を撤廃することになっているものの 2013 年時点で IL の 68.6% の品目に関税が撤廃されている（石川他 2013、p.45）。一部除外品目が残存しているが²⁾、ASEAN 域内で完全な自由貿易の条件が確保され経済共同体が構築されている状況になっている。

2010 年 ASEAN の域内関税撤廃は、1992 年 ASEAN 自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area：以下 AFTA）のための CEPT 合意以降 ASEAN が域内経済統合の実現のための実効性のある包括的措置であり、2015 年まで単一市場、単一生産基盤を構築し EU 式経済共同体の創設に大きく前進したことになる。東南アジアの諸国は、ASEAN 創設以来 EU 式の経済共同体を志向する立場を表明し、2007 年の ASEAN 憲章（ASEAN Charter）、AEC ブループリントを通じて EU と同等な地域共同体の形成のための段階的統合の方針を表明したのである。

本稿は、2. ASEAN の発展と経済統合を概観し、3. ASEAN 共同体と ASEAN 経済共同体（AEC）を説明する。第 4 節では、ASEAN の特徴を、第 5 節では EU との比較を説明する。

2. ASEAN の発展と経済統合の概要

ASEAN 創設以前の東南アジアでは、タイ、フィリピン、マラヤ連邦の 3 カ国により結成された東南アジア連合（Association of Southeast Asia：ASA）が存在していた（1961 年マラヤ連邦のラーマン首相の提唱で結成）。以降 1960 年代半ば、ベトナム戦争を背景にした地域協力の動きが活発化していく中、加盟国間の政治的問題により機能が停止していた ASA にインドネシア、シンガポールを加えた新たな機構成立の機運が高まった。1967 年インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 5 カ国は、ASEAN 設立を宣言する「バンコク宣言」を採択 ASEAN が発足し ASA は発展的解消したのである（外務省 2008）。以降、ブルネイ（1984）、ベトナム（1995）、ラオス（1997）、ミャンマー（1997）、カンボジア（1999）が加入、現在 10 カ国の ASEAN が完成したのである。

設立初期の ASEAN は、域内外の戦争防止、紛争の処理などの政治協力が主要課題であったが、外交・安保の問題が解消された後は、域内協力を基本とする経済成長が懸案となる。1976

2) 除外品目には、引き下げの準備が整っていない品目の一時的除外品目(Temporary Exclusion List: TEL)、防衛・学術的価値のあるものなどの一般的除外品目(General Exceptions List: GEL)、未加工の農産物など適用品目への移行を弾力的に扱うセンシティブ品目(Sensitive List: SL)、米関連品目などの高度センシティブ品目(Highly Sensitive List: HSL)がある。

経済統合としてのASEAN経済共同体(AEC)

年首脳会議で採択された「ASEAN 協和宣言」は、政治、安全保障、経済及び機能分野に関する協力のための原則を表明したものである。翌年の1977年1月マニラで開かれた第3回経済閣僚会議では、経済協力関係が強化され、同年2月バリ・サミットにおいて「ASEAN 特恵的貿易協定 (Agreement on ASEAN Preferential Trading Arrangements, PTA)」が締結された。その後、1980年「AIP基本協定(Basic Agreement on ASEAN Industrial Projects)」、1981年「AIC基本協定 (Basic Agreement on ASEAN Industrial Complementation)」の経済協力関連の協定が調印された。

1992年、第4回首脳会議(シンガポール)において、ASEAN内の共通有効特惠関税(CEPT)スキームを通じたASEAN自由貿易地域(AFTA)を創設する「ASEAN経済協力の向上に関する枠組協定」が署名され、経済協力は本格的に推進されることとなる(シンガポール宣言)。翌年の1993年からAFTA-CEPT協定による関税削減開始し、1994年には関税の引き下げ期間が2015年から2010年に短縮、対象品目も拡大される。

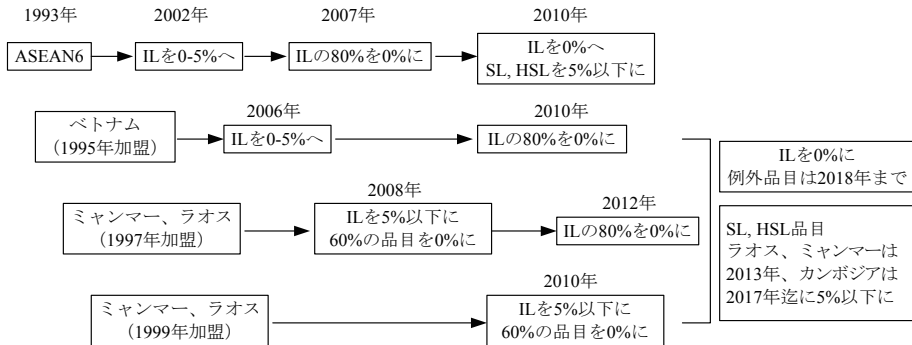
1996年、第1回ASEAN非公式首脳会議において、2020年までの域内中期目標を起草することが合意され、1997年「ASEANビジョン2020」が採択される(クアラルンプール³⁾)。この「ASEANビジョン2020」には、2020年までに、東南アジア全域が「ASEAN共同体」となることを展望するという目標が初明記されている。また、ASEAN共同体が形成されるまでの20余年間における地域の発展と域内協力を通じた豊かな生活の達成についても示している。

この「ASEANビジョン2020」は1998年、第6回首脳会議(ハノイ)において、実現のための計画が具体化された(「ハノイ行動計画」)。ハノイ行動計画には、①マクロ経済と金融に関する協力の強化、②経済統合の強化、③アジア太平洋及び国際社会におけるASEANの役割の強化と向上、④ASEANの機構とメカニズムの改善などの1999年から2004年までの協力の重点事項が示されている(外務省2008、p.9を参照)。

カンボジアが10番目の国として加盟、現在のASEAN10が完成する1999年9月のASEAN経済閣僚会議において、AFTAの最終目標として、関税撤廃の期限を先行6カ国は2015年、新規加盟のCLMVは2018年に決定したが、その後、同年12月の第3回ASEAN非公式首脳会議(マニラ)において、先行6カ国は2015年から2010年に、CLMVは2018年から2015年に前倒して実施することが合意され、AFTAの関税撤廃の最終実現が2015年になったのである。

3) この首脳会議において、1997年夏に始まったアジア通貨危機を契機として、東アジア戦域による協力の必要性を背景にASEANが日本、中国、韓国の首脳をASEAN首脳会議に招待する形でASEAN+3首脳会議が開催され、以降、年1回開催されるASEAN首脳会議の際に毎年開催されることになる。。

図 1. AFTA 関税減免スケジュール



注) IL：関税削減・撤廃対象品目、SL：センシティブ品目、HSL：高度センシティブ品目
JETRO (2012) を基に作成

表 1. ASEAN の CEPT 関税引き下げ状況 (2013 年時点)

	総品目数	関税率 0%		関税率 0% 超	0% 超		5% 超	その他
		割合			0~5%	割合		
ASEAN6	61,202	60,712	99.2%	490	148	0.2%	65	27
CLMV	36,974	25,371	68.6%	11,603	10,667	28.9%	599	337
ASEAN10	98,176	86,083	87.7%	12,093	10,815	11.0%	664	614

注 1) 割合は、総品目に対する割合

注 2) 「その他」は AFTA 特惠関税が示されていないもの、5% 超の品目には、一般的除外品目 (GEL)、センシティブ (SL)・高度センシティブ (HSL) から関税削減・撤廃品目 (IL) に組み込まれたばかりのもの。

資料：石川他編 (2013、P.45) より

ASEAN において、共同体形成を目指す最も具体的な取り組みを明確にしたのは、2003 年の「第二 ASEAN 協和宣言」である。第二 ASEAN 協和宣言は、第 9 回首脳会議 (バリ) において、ASEAN 共同体の柱として①「ASEAN 安全保障共同体 (ASEAN Security Community: ASC)」、②「ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community: AEC)」、③ ASEAN 社会・文化共同体 (ASEAN Socio-Cultural Community: ASCC)」といった 3 つの共同体形成を明記した。この 3 つの柱の中で、共同体形成の核となるのが AEC である。

AEC は、より深化した経済統合を通じて経済成長と開発を実現するための競争力を強化することを目的とし、「2020 年までに物品・サービス・投資・熟練労働力の移動に特徴付けら

経済統合としてのASEAN経済共同体(AEC)

れる単一市場・生産基地を構築する」構想であったが（石川 2013、p.6）、2007 年の第 12 回首脳会議で ASEAN 共同体創設を 5 年前倒して 2015 年とすることに合意、これを宣言した（「ASEAN 共同体設立の加速に関するセブ宣言」）。

同年 11 月の第 13 回首脳会では、ASEAN がこれまでの諸原則を包括的に再確認するとともに、ASEAN 共同体の創設を見据え、ASEAN の組織と制度、事務局の機能を強化することを目的とした「ASEAN 憲章」が採択、全加盟国によって署名された。また、AEC の 2015 年までのロードマップである「AEC ブループリント」が発出された（以下表 2 を参照）。

表 2. ASEAN 共同体創設までの経緯

年	内 容
1967 年	マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン（5 カ国）
1971 年	東南アジア平和・自由・中立地帯宣言（ZOPFAN）
1976 年	東南アジア友好協力条約（TAC）「ASEAN 協和宣言」
1977 年	特惠関税協定（PTA）
1984 年	ブルネイ加盟（6 カ国）
1992 年	AFTA のための CEPT 協定、「ASEAN 経済協力強化の枠組み協定」
1993 年	AFTA-CEPT 協定による関税削減開始
1994 年	関税の引き下げ期間の短縮（15 年から 10 年に）、対象品目の拡大
1995 年	「東南アジア非核兵器地帯条約（SEANWFZ）、ベトナム加盟（7 カ国）
1997 年	「ASEAN ビジョン 2020」採択、ラオス、ミャンマー加盟（9 カ国）
1998 年	「ASEAN ビジョン 2020」実現のための「ハノイ行動計画」採択
1999 年	カンボジア加盟（10 カ国） AFTA における関税撤廃期限を ASEAN 先行 6 カ国は 2015 年から 2010 年に、新規加盟国は 2018 年から 2015 年までに前倒しを決定
2003 年	ASEAN 安全保障共同体・経済共同体・社会・文化共同体（ASCC）からなる ASEAN 共同体を 2020 年までに設立することに合意（第二 ASEAN 協和宣言）
2007 年	ASEAN 共同体実現の目標前倒し（2020 年から 2015 年に） 「ASEAN 憲章」、「ASEAN 経済共同体ブループリント」に署名
2009 年	「ASEAN 政治・安全保障共同体ブループリント」、 「ASEAN 社会・文化共同体ブループリント」に署名
2010 年	ASEAN 先行 6 カ国関税撤廃
2015 年	ASEAN 共同体創設目標

（石川他編 2009、ASEAN 事務局の資料からまとめ）

AEC ブループリントは、AEC の実現に直接関わるものであり、3 つの共同体の中で最初に

発出されたブループリントである⁴⁾。AECブループリントには、

- A. 単一市場と生産基地 (Single Market and Production Base)、
- B. 競争力のある経済地域 (Competitive Economic Region)、
- C. 公平な経済発展 (Equitable Economic Development)、

D. グローバル経済への統合 (Integration into the Global Economy) といった4つの戦略目標と措置 (行動) と戦略的スケジュールが示されている⁵⁾。

3. ASEAN 共同体

ASEAN 共同体は、1997年 ASEAN 首脳により、2020年を目標年次に ASEAN のより一層の協力深化を目指す「ASEAN ビジョン 2020」が採択された後、2003年 ASEAN 第二協和宣言 (Declaration of ASEAN Concord II、バリ) において ASC、AEC、ASCC の3つの共同体から構成されることが議決された。ASEAN 経済共同体 (AEC) にブループリントは、2007年、第13回首脳会談において採択・署名されたが、他の2つの共同体のブループリントは「ASEAN 共同体に向けたロードマップに関するチャム・ホアヒン宣言」(2009) で採択される。2009年の宣言から、ASEAN 安全保障共同体 (ASEAN Security Community : ASC) が ASEAN 政治安全保障共同体 (ASEAN Political-Security Community : APSE⁶⁾) となり、その後 ASEAN 共同体は、APSE、AEC、ASCC⁷⁾ の3つから構成されることになる。以下は、3つの共同体の目的と戦略的要点のまとめである。

図 2. ASEAN 共同体の構成



4) ASC、ASCCブループリントは第14回首脳会議で署名される(2009年、タイ、ホアヒン)。

5) 「ASEAN Economic Community Blue Print」、<http://www.asean.org/archive/5187-10.pdf>、日本語訳は、石川他(2009) p.264-276を参照。

6) APSEブループリントの原文は、<http://www.asean.org/archive/5187-18.pdf>

7) ASCCブループリントの原文は、<http://www.asean.org/archive/5187-19.pdf>

経済統合としてのASEAN経済共同体(AEC)

1) ASEAN 政治・安全保障共同体 (APSC)

目的：包括的な政治・安全保障協力を通じた地域の平和、安定、民主主義及び繁栄を強化

戦略的要点：

- ・ 人権の促進、法の支配・司法制度・良い統治などの相互支持・支援などの政治的発展
- ・ ASEAN 憲章制定の準備、非 ASEAN 諸国の友好協力条約加入奨励、南シナ海の当事者の行為に関する宣言の完全実施などの規範の形成と共有
- ・ 軍事関係者の交流、軍事政策の透明性促進、早期警戒制度、ASEAN 地域フォーラムの強化、国境を越える問題への対処などの紛争予防
- ・ 平和維持センターの活用などの紛争解決
- ・ 人道支援、人材育成プログラムの実施などの紛争後の平和構築

2) ASEAN 経済共同体 (AEC)

目的：緊密な経済統合を通じ経済成長及び開発のための競争力を強化する。

戦略的要点：

- ・ 単一市場・生産拠点に向けた統合プロセスを加速化
- ・ 11 の重点セクター⁸⁾で 2010 年までに統合
- ・ 投資の自由化・円滑化・促進などの ASEAN 投資地域の推進
- ・ ASEAN6 は 2010 年まで、後発 ASEAN4 (CLMV) は 2015 年までの域内関税撤廃などの貿易自由化
- ・ サービス貿易、金融協力、交通、通信・IT、科学技術、エネルギー、食料・農業・森林、制度強化の発展
- ・ FTA、CEP を通じた対話国との経済関係強化

3) ASEAN 社会・文化共同体 (ASCC)

目的：調和のある人間中心の ASEAN における持続可能な開発のための人、文化、自然資源を育てる。

戦略的要点：

- ・ 貧困削減、教育アクセス促進、婦女子老人支援、健康問題、HIV/AIDS 等感染症対策、薬物対策などによる思いやりのある社会の構築

8) 農業産品、自動車、エレクトロニクス、漁業、ゴム製品、繊維・アパレル、木材、航空旅行業、e-ASEAN(ICT)、保健医療、観光の 11 産業

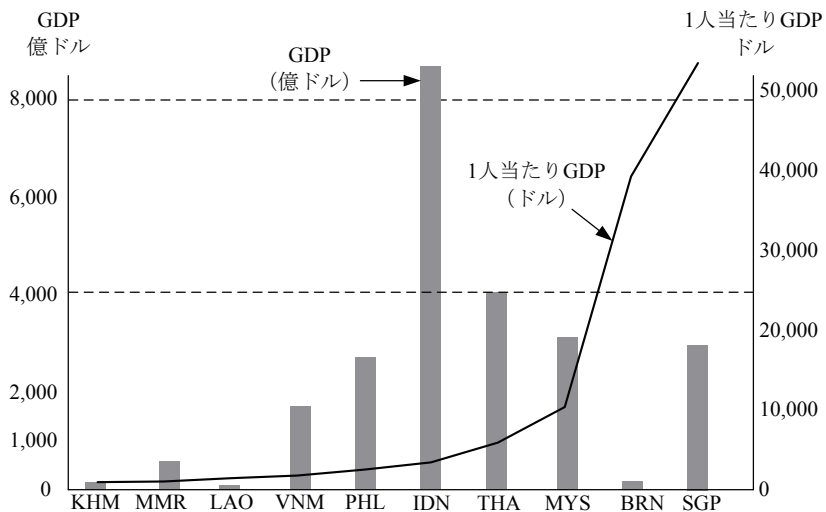
- ・人材育成などによる経済統合の社会的影響の管理
- ・環境、資源及び生活の質を確保するため持続可能な開発のメカニズムを確立
- ・芸術、観光、スポーツ、ASEAN 言語の促進などを通じた ASEAN アイデンティティの促進

4. ASEAN の特徴

ASEAN において最も大きな特徴は、加盟国間の経済規模、発展段階、政治システム、社会文化などの相違である。ASEAN は、1980 年代以降、輸出主導型工業化戦略を推進した先発 6 カ国と、1980 年代後半から市場経済システムに移行中であるカンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマーの 10 カ国で構成されている。

加盟国のなかで、国の規模が最も大きいインドネシアは、人口でブルネイより 600 倍、面積においては、シンガポールより約 2,700 倍の差をつけている。経済の規模においても加盟国間の格差も大きい。GDP においては、インドネシアが 8,675 億ドルで一番高く、ラオスが 101 億ドルで最も低い。一人当たり GDP では、1,000 ドル程度のカンボジア、ミャンマーと 53,400 ドルのシンガポールは約 50 倍の差がある（図 3 を参照）。

図 3. ASEAN における GDP と 1 人当たり GDP の格差



注：棒グラフは GDP（左軸）、折れ線は 1 人当たり GDP（右軸）を表す。
 国名は ISO3 字コード
 表 3 から筆者作成

経済統合としてのASEAN経済共同体(AEC)

GDP に占める産業の割合から読み取れる。構造においても、ミャンマー、カンボジアのように第1次産業の割合が30%を超えている国から、シンガポール、ブルネイのようにほぼゼロの国までその格差は大きい。第2次産業の割合が大きい国は、ブルネイ(70.9%) マレーシア(48.1%)の順になっている。サービス業(第3次)の割合が最も高い国は、シンガポール(70.6%)である。

表3. ASEANの多様性(2013年)

国名	面積 (km ²)	GDP* 1人当たり	産業構造** (%)			人口 (千人)	宗教*** (%)	政治システム
			1次	2次	3次			
ブルネイ	5,765	165.6 39,179	0.7	70.9	28.4	423	イスラム (78.8)	絶対君主制
カンボジア	181,035	156.4 1,012	34.8	24.5	40.7	15,458	仏教 (96.3)	立憲君主制
インドネシア	1,904,569	8,675 3,421	14.3	46.6	39.1	253,610	イスラム (87.2)	大統領中心制
ラオス	236,800	101 1,484	24.8	32	37.5	6,804	仏教 (67)	社会主義一党制
マレーシア	329,847	3,124 10,388	11.2	40.6	48.1	30,073	イスラム (61.3)	立憲君主制
ミャンマー	676,578	594.3 1,066	38	20.3	41.7	55,746	仏教 (89.0)	大統領制
フィリピン	300,000	2,722 2,528	11.2	31.6	57.2	107,668	カトリック (82.9)	大統領中心制
シンガポール	697	2,975 53,437	0	29.4	70.6	5,567	仏教 (33.9)	内閣責任制
タイ	513,120	4,009 5,918	12.1	43.6	44.2	67,741	仏教 (93.6)	立憲君主制
ベトナム	331,210	1,700 1,820	19.3	38.5	42.2	93,422	無教 (80.8)	社会主義一党制
ASEAN10	4,479,621	2,422.3 3,805	—	—	—	636,513	—	—

*GDP: 億 US ドル、1人当たり GDP: ドル、**GDP に占める割合、*** 宗教: 割合が高い宗教
資料: World Factbook(2014)

加盟国の間の国の規模以外にも、社会主義一党制(ラオス、ベトナム)、立憲君主制(カンボジア、マレーシア、タイ)、絶対君主制(ブルネイ)、内閣責任制(シンガポール)、大統領中心制(インドネシア、フィリピン、ミャンマー)の多様な政治システムとイスラム(ブルネイ、インドネシア、マレーシア)、仏教(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ)、カトリック(フィリピン)など多様な宗教が共存している⁹⁾(以上2013年、表3を参照)。

以上のような加盟国の間の多様性を適切に調整、合意に導いたのが、いわゆる「ASEAN方

9) World Factbook (2014, CIA)の統計データから信者の割合が60%以上の宗教。

式（ASEAN Way）」である。ASEANの独特な運営システムであるASEAN方式は、内政不干渉原則が核心的規範であり、その行動原理は次のようである。①「曖昧さ（Ambiguity）」：法的拘束より政治的合意を優先したり、制度化を敬遠したりする非公式主義、②「沈黙（Silence）」：相互の内政不干渉、加盟国の政策に対する批判の禁止、③「漸進主義（Evolution）」：合意を急がず、弱者の歩調に合わせて機を熟すのを待つ、④「順応（Accommodation）」：対立を公的に論じず、棚上げという解決を許容する、⑤「善隣（Neighborliness）」：地域の独自性を確信、海外からの干渉を峻拒する自助路線非公式的な外交、協議、合意による政策決定（黒柳 2003/2005）。これら5つの行動原理によって特徴付けられるASEAN Wayは、条約と文書に基づいて行動規範をもったEUとは違った点である。

このASEAN方式は、2008年発効されたASEAN憲章においても明記され、経済協力に関する意思決定において「ASEAN マイナス X 方式」が採用される。この方式は、2003年ASEAN経済相会議で署名された「ASEAN サービス枠組み協定（AFAS）修正議定書」の中で、2カ国以上で合意した分野の自由化を行い、他の加盟国は後のステージで、また準備が出来た段階で自由化を行うとしていると明記されている。政策決定と関連し満場一致により各事案に対して同意した国だけが決定された内容を施行するという各国の事情に配慮した柔軟な自由方式内容となっている。

5. EU と ASEAN

経済統合や共同体といった地域主義は、ヨーロッパから始まりEUによって完成されている。地域主義は、保護貿易主義に対する特定国との自由貿易のため、または対外的差別待遇のための各種の貿易特惠協定の締結から始まる。ヨーロッパの地域主義は、多様な歴史的背景をもつヨーロッパ諸国が一つのヨーロッパ建設という目標から始まっている。

地域主義的経済統合が国際レベルで本格的に議論されたのは、1957年ECC設立のためのローマ条約がGATTに報告されたからである。ヨーロッパの経済が国際経済に占める影響力からECCの誕生は、国際経済に大きな波及効果を与えたのである。

ECCの設立後、地域主義的経済統合は、1960年代アフリカ、中南米諸国の地域を中心とする発展途上国の間で拡大した。これは、世界大戦後植民地から独立した多数の国々が、工業化戦略として隣接の国と経済統合を模索した結果である。その代表的なものが、中央アフリカ経済関税同盟（UDEAC）、西アフリカ関税同盟（UDEAO）などである。また、中南米の地域においても、中南米共同市場（CACM）、南米自由貿易地域（LAFTA）、カリブ共同市場

経済統合としてのASEAN経済共同体(AEC)

(CARICOM)などが同じ時期に結成された。

1980年代後半、アメリカはGATT体制による多角的交渉の限界とECCの拡大(1992年からEC)による危機感から、多角主義から2国間交渉を含む地域主義も平行する政策変換を実施する。アメリカは1989年カナダとの自由貿易協定(CUSFTA)を締結、その後、CUSFTAにメキシコを含んだNAFTA(1994)が誕生する。同年アメリカは、アメリカ大陸の全地域内の自由貿易地域の創設(FTAA、キューバを除く南北米大陸)を提案する。

一方、中南米地域の諸国は、近隣国との間で経済統合を推進、1991年、関税撤廃と域外共通関税の実施を目的とするアスンシオン条約(Treaty of Asuncion)が締結、メルコスール(Mercosur)が1995年誕生、同時に中南米共同市場(CACM)やカリブ共同体(CARICOM)なども結束力が強化される。

一方、アジア太平洋地域では、1970年までに地域主義的経済統合は存在していない。1965年、オーストラリアとニュージーランドの間で締結された経済協力強化(Australia-New Zealand Closer Economic Relations: CER)が自由貿易地域協定(Anzerta)に発展したのは1983年であり、財とサービスを含む実質的な自由貿易地域が完成したのは1992年である。

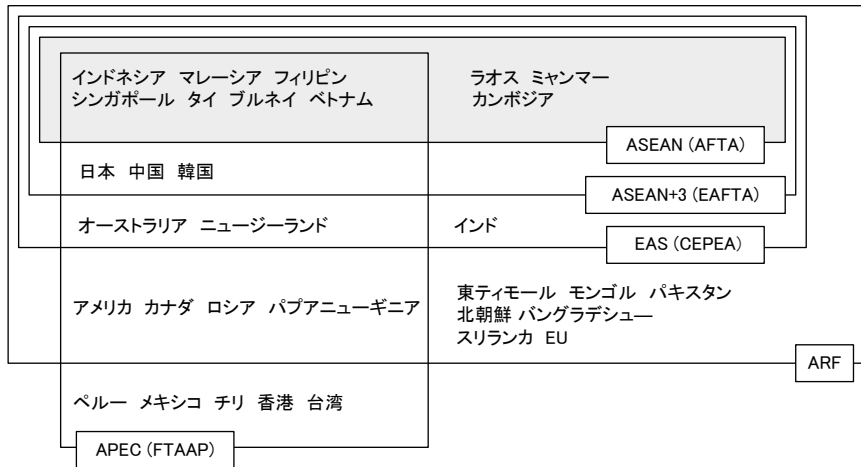
1990年代後半までの日本と韓国は、GATT、WTOを中心とする無差別主義と多角主義の優越性を支持してきた。特に、地域主義は新しい貿易障壁として働く可能性があるとしてその弊害を指摘しながら、各種の国際会議で地域主義における規範の強化を主張した。日本と韓国が、これまでの政策を変換し、FTA、EPAなどの地域主義的貿易協定が本格的に締結されたのは、2000年代に入ってからである。

東南アジアの諸国は、1967年外交、安保および経済を包括する一般協力機構としてASEANを成立したが、1970年代半ば以降、経済協力に特化し、1992年、共通有効特惠関税(CEPT)スキームを通じたASEAN自由貿易地域(AFTA)の創設など経済協力は本格的に推進されることとなる。

現在、ASEANを中心とする地域経済の枠組みは、図4のように複雑になっている。しかし、これは、ASEANを中心としてプラス3(日本、中国、韓国)とアメリカ、それに太平洋地域の諸国を加えている構図である。

ASEAN経済共同体が創設し、共同体が発展していくことは、日・中・韓のFTAに東北アジアの経済統合に拍車をかけることになる。また、APECによってASEAN経済共同体が発展していくことになる(山澤2008)。

図 4. ASEAN を中心とする地域協力の枠組み



注：EAFTA: 東アジア自由貿易協定（構想）、EAS：東アジア首脳会議
 CEPEA：東アジア包括的経済連携（構想）、ARF：ASEAN 地域フォーラム
 APEC：アジア太平洋経済協力、FTAAP：アジア太平洋自由貿易地域（構想）
 出所：石川他編（2009）、p.9 から引用

以上のように、ASEAN を含む国際経済において地域経済統合は、EU からの影響が大きい。また、EU の経済統合の背景には、Balassa（1961）の経済統合の発展段階説がある。周知のように、Balassa の経済統合発展段階説は、①第 1 段階「自由貿易地域」：域内の関税および非関税障壁が撤廃される、②第 2 段階「関税同盟」：共通関税が実施される、③第 3 段階「共同市場」：生産要素が域内で自由移動ができる、④第 4 段階「経済同盟」：加盟国間の経済政策の調整が実施される、⑤第 5 段階「完全な経済統合」：経済政策が統一され経済同盟に加え政治的統合される、からなる 5 段階説である。この 5 段階説に照すと、EU は第 5 段階に達している。また、EU の経済統合はほぼバラッサの順序で発展している¹⁰⁾。

ASEAN の経済統合は EU をモデルにしているのか、ASEAN は EU を目指すのかというのは、ASEAN 経済統合に関する典型的な問いである。欧州経済統合が始まったのは、1952 年欧州石炭鉄鋼共同体からであるが、ASEAN の経済統合は 1992 年 AFTA のための CEPT 協定からであり、欧州と ASEAN は 40 年以上の差がある。

EU と ASEAN の経済統合の比較には、多数の先行研究があるが（石川他 2013、向山 2007）、主に、欧州と ASEAN の政治的、経済的、歴史的条件の違いに焦点を当てている。本

10) Balassa の 5 段階説にめぐっては、様々な議論がある。Pelkman は、Balassa の統合の順番を厳密に追う必要はないと指摘している。例えば、EU は自由貿易ではなく関税同盟から出発している（小川編 2007、p.6）。

経済統合としてのASEAN経済共同体(AEC)

稿では、経済の理論と実際の経済社会を分けた比較を試みている。

まず、EUとASEANの大きな違いは、EUは関税同盟からであり、ASEANは自由貿易協定からであるという点である。この点は、Balassaの各段階を厳密に追ったのかという問題にすぎないと思われる。Balassaの経済統合発展段階説は、2国間または地域の経済統合の度合いからなっている。周知のように、FTAは加盟国の間で関税および非関税障壁を撤廃することであり、関税同盟は、非加盟国に対する共通の関税政策を取るのかの違いである。統合の度合いという側面からみた場合、関税同盟の方がFTAより深化・発展した段階である。理論的には、正しいプロセスである。しかし、政治的、経済的条件を考えれば、EUとASEANの経済統合は異なるものになる。Balassaの「プロセス」のうち第3段階までは、自由貿易の実現のための各種の障壁を撤廃している段階である。第4段階の経済同盟から、経済政策の調和化が伴い、完全な経済統合に進むことになっている。

表4. EU経済統合の段階

段階	内容	条約、その他
第1期: 石炭鉄鋼共同体 (1952～57年)	石炭鉄鋼部門の共同市場	パリ条約 共同体方式の導入
第2期: 関税同盟 (1958～84年)	CU、CAP(共通通商政策)	ローマ条約 共同体方式の統合
第3期: 域内市場 (1985～92年)	生産要素の自由移動	単一欧州議定書 調和+相互承認へ
第4期: 共通通貨 (1992～)	単一市場+単一通貨、ユーロ導入	経済統合 超国家的機構

出所：小川編（2007）、p.3から引用、加筆

表5. Balassaの経済統合の段階

段階	定義
I自由貿易地域（FTA）	加盟国の間に関税および非関税障壁の撤廃
II関税同盟（CU）	CU加盟国に対する無差別待遇の禁止 非加盟国との関税政策の統一
III共同市場（CM）	生産要素の自由移動
IV経済同盟	経済政策の調和化
V完全な経済統合	経済政策、社会政策の統一 超国家的機構の創設

出所：小川編（2007）、p.4から引用、加筆

次に、EUは1986年「単一欧州議定書」により、生産要素の自由移動が保証される域内単

一市場の目標が設定され、1992年、単一市場が完成、1993年 EU が創設される。これに対して、ASEAN では、第2協和宣言（2003年）で「物、サービス、資本が自由に移動する、単一市場および生産基地」としている。しかし、AEC ブループリントが扱うのは専門資格の相互認証に留まり、非熟練労働者の移動については、ASEAN 社会・文化共同体（ASCC）が扱うなど生産要素の移動の自由化の度合いは EU に比べ低く、EU のような共同市場実現は難しい（石川 2006）。

最後に、超国家的機構の構想の側面である。EU は、欧州鉄鋼共同体に時点から超国家的機構の創設を想定している。しかし、ASEAN 経済共同体は、包括的な地域協力、協力の強化、一体性の促進などが示すように、超国家的機構の構想は存在しない¹¹⁾。

表 6. ASEAN と EU の比較

	ASEAN	EU
統合の始点	1967年 ASEAN 創設 FTA は 1992年 AFTA 設立から	1957年 EEC の創設 (ローマ条約)
地域主義	FTA による経済統合	関税同盟による経済統合
対外経済	輸出志向的開発政策 海外資本誘致による産業化 1990年代以降域内貿易シェアの増加	高い域内貿易シェア
政府の役割	促進者的 (facilitator)	先導的 (leading)
加盟国	先進国・開発途上国・最貧国	先進国・体制転換国 (東欧)
対外貿易	日本・韓国の間での産業間貿易、 垂直的産業内貿易	加盟国間の水平的産業内貿易
通貨	/	単一通貨の通貨共同体

筆者作成

6. 終わりに

ASEAN は、日本の約 12 倍の面積、約 5 倍人口でありながら、GDP は日本の約半分以下、1 人当たり GDP は約 10 分の 1 の発展途上国の連合である。しかし、ASEAN10 カ国の 2010 - 13 年間の年平均経済成長率は、5.9% であり (ASEANstats2014) その成長の潜在力は大きい。また、EU が先進国の経済共同体であるのに対して ASEAN は発展途上国の経済共同体である。ASEAN の統合は、EU のように初期段階からの戦略的構図の判断、精巧な交渉および、企

11) ASEAN経済共同体は、EUをモデルにして EUを目指すのか、という問いに関しては、“EU は ASEANにひらめきを与えるが、共同体のモデルではない、開発と ASEANの経済統合は自らのペースで進める”と答えている(スリン前 ASEAN事務総長、石川他編(2013) p.189、元の出所: The Nation, Jan. 10, 2013)。

経済統合としてのASEAN経済共同体(AEC)

画の結果とは違って、1980年代の産業政策と1990年代の経済のグローバル化と地域主義の台頭からの結果としてあることで、比較的短い期間で浮上している。

ASEANは、政治的、経済的システムや経済発展段階において多様性をもっていることから、政策的調和または、経済同盟のような統一した政策の実施は、困難であると思われる。また、経済の規模や発展段階の格差から、域内の固定為替レートの採択にも高い壁があり、通貨共同体の創設も現実的に不可能である。

ASEANがFTAとしての限界を乗り越え、域内単一市場、経済同盟を完成するためには、共通の商政策を含む共通の経済政策の実施が先行課題である。

参考文献

- Balassa, B. (1961), *The Theory of Economic Integration*, Unwin University Books.
- JETRO (2012) 「ASEAN 自由貿易協定 (AFTA) の物品貿易に関する協定 (ATIGA)」JETRO
(http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/asean_fta/pdf/atiga.pdf)
- 外務省アジア大洋州局地域政策課 (2008) 「東南アジア諸国連合 (ASEAN) の基礎知識」外務省
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/gaiyo.pdf>)
- 向山英彦 (2007) 「アジア経済の新展開と経済統合への課題」『環太平洋ビジネス情報 RIM』
Vol. 7 No.24, pp. 75-102 日本総研
- 黒柳米司 (2003) 『ASEAN35年の軌跡 'ASEAN Way' の効用と限界』有信堂
- 黒柳米司編 (2005) 『アジア地域秩序とASEANの挑戦 - 「東アジア共同体」をめざして -』
明石書店
- 山澤逸平 (2008) 「APECと東アジア共同体」『季刊 国際貿易と投資』No. 72、2008年夏号 pp.
5-18 国際貿易投資研究所 (ITI)
- 小川英治 (2007) 『EU ステディーズ 2、経済統合』勁草書房
- 新谷大輔 (2011) 「2015年におけるASEANの姿」戦略研レポート 2011.9.12、
三井物産戦略研究所
- 青木健編 (2001) 『AFTA～ASEAN 経済統合の実状と展望～』ジェトロ (日本貿易振興機構)
- 石川幸一 (2006) 「東アジアの地域統合をリードするASEAN」『季刊 国際貿易と投資』No. 64
2006年夏号 pp. 4-17、国際貿易投資研究所 (ITI)
- 石川幸一 (2008) 「ASEAN 経済共同体とは何か - ブループリントから読めるもの -」『季刊
国際貿易と投資』No. 72、2008年夏号 pp. 30-55 国際貿易投資研究所 (ITI)

金 栄 緑

石川、清水、助川編（2009）『ASEAN 経済共同体』ジェトロ（日本貿易振興機構）

石川、清水、助川編（2013）『ASEAN 経済共同体と日本』文真堂

Association of Southeast Asian Nations (www.asean.org)

ASEAN Secretariat (2008), *ASEAN Economic Community Blueprint*, ASEAN Secretariat

ASEANstats Database, <http://aseanstats.asean.org/>